

三次市オフィスビジネス系事業所設置奨励金

情報サービス業，インターネット付随サービス業，又はコールセンター業に係る事業所を広島県三次市に設ける場合，賃借料や通信回線使用料の経費等に対して助成する制度です。

奨励対象規模

情報サービス業
インターネット付随サービス業
3人以上

コールセンター業
10人以上

奨励対象



① オフィス賃借料



② 通信回線使用料



③ 雇用奨励金

奨励金額

① オフィス賃借料

=

補助率100%
(市・県合わせて)

×

補助期間
5年間

② 通信回線使用料

③ 雇用奨励金

=

100万円
(1人当たり)

×

奨励期間
3年間

■ 奨励金の限度額 ▶▶▶ ① オフィス賃借料 + ② 通信回線使用料の合計額… 500万円/年間
③ 雇用奨励金…………… 限度額なし

■ 注1：補助率100%とは各経費に対して三次市が50%，広島県が50%をそれぞれ補助します。

■ 注2：①オフィス賃借料，②通信回線使用料の奨励金額は千円未満を切り捨てる為，端数分はご負担いただきます。

■ 注3：③雇用奨励金は，1人当たり1回限りで，操業開始後3年間で雇用した従業員を対象とし，1年以上の雇用実態があり，三次市に住所を有する者の数に応じて交付します。

制度の詳細説明

- オフィス賃借料及び通信回線使用料は令和7年度までに奨励指定の手続きが完了すれば，その後5年間助成します。
- 雇用奨励金は，令和7年度までに奨励指定の手続きが完了すれば，その後3年間1人当たり100万円を支給します。
- 雇用奨励金の交付対象となる新規雇用常用労働者とは，雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であり，かつ，引き続き1年以上雇用された者をいい，事業実施に伴い市外の事業所から新たに転入する者も含まれます。
- オフィス賃借料の経費の中で，敷金，権利金，共益費その他これらに類する経費（手付金，礼金，駐車場代）は補助対象経費から除きます。また，事業所以外の施設を併設している場合は，事業所部分のみを対象とし，該当建物の所有者との関係において，親会社・子会社の関係ではないことが条件となります。

【制度についてのお問い合わせ先】

三次市

広島県 三次市 産業振興部 商工観光課 商工労働・企業誘致係（受付時間：8：30～17：15）

TEL：0824-62-6621 ✉ shoukou@city.miyoshi.hiroshima.jp

広島県

広島県 商工労働局 県内投資促進課

TEL：082-223-5151 ✉ syosokushin@pref.hiroshima.lg.jp